

事務連絡  
令和3年12月23日

各都道府県 男女共同参画主管課長 殿

内閣府男女共同参画局  
男女間暴力対策課長

配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例における住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金関係事務処理について

平素から、配偶者からの暴力の防止及び被害者支援に関する業務について、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

今般「配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例における住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金関係事務処理について」（令和3年12月22日付け内閣府本府令和3年経済対策給付金等事業担当室事務連絡）（以下「事務連絡」という。）が別添のとおり発出されました。本事務連絡について特にご留意いただきたい事項は、下記のとおりです。

配偶者暴力相談支援センター主管部（局）におかれましては、本事務連絡の内容について、配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センター等関係機関及び管内の市区町村にも周知いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡の趣旨については、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課から各都道府県の婦人相談所等の関係機関及び婦人相談員へ周知が行われる予定であることを申し添えます。

## 記

### 1 配偶者からの暴力を理由に避難している避難者に対する助言等

配偶者暴力相談支援センター等においては、本給付金の申出を行う避難者に対応する際に、本事務連絡に記載されている取扱いについて案内していただくとともに、必要に応じて本給付金担当窓口に対して相談を行うように助言等していただきますようお願いいたします。

### 2 「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」等の発行

別添の事務連絡第一の2（2）②の証明書については、婦人相談所において発行するものとされていますが、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護

事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体)が発行した確認書(別紙様式1)も、上記証明書と同様のものとして取扱うとされています。

については、配偶者からの暴力の被害者の求めに応じて、「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」等の発行を迅速に行っていただきますようお願いいたします。

その際、過去に証明書を発行した者への再発行や面談歴のある者への発行に関しては、来所を求めず、本人確認書類の確認のみでの発行を可能とするなど、申出者の負担軽減への配慮をお願いいたします。

**【本件担当】**

内閣府 男女共同参画局 男女間暴力対策課  
菊地

〒100-8914

東京都千代田区永田町 1-6-1

TEL : 03-5253-2111 (内線 37547)